

阿部照哉・畑博行 編

—— 有信堂

世界の憲法集

〔第三版〕



世界の憲法集

〔第三版〕



有信堂

編著者

阿部 照哉 (大阪学院大学教授)
畑 博行 (近畿大学学長)

著 者 (執筆順)

高井 裕之 (京都産業大学教授)
孝忠 延夫 (関西大学教授)
松井 幸夫 (関西学院大学教授)
高田 敏 (近畿大学教授)
平松 毅 (大東文化大学教授)
百地 章 (日本大学教授)
尹 龍澤 (創価大学教授)
杉田 憲治 (広島修道大学名誉教授)
全 理其 (大阪学院大学教授)
永田 秀樹 (関西学院大学教授)
中川 剛 (元広島大学教授)
中川 丈久 (神戸大学教授)
山口 和秀 (岡山大学教授)
和田 進 (神戸大学教授)
光信 一宏 (愛媛大学教授)
武居 一正 (福岡大学教授)
小森田秋夫 (東京大学教授)
宮地 芳範 (大阪教育大学教授)

世界の憲法集〔第三版〕

1991年5月9日	初 版第1刷発行	[検印省略]
1998年8月21日	第二版第1刷発行	
2005年7月7日	第三版第1刷発行	

編者◎阿部照哉・畑 博行

発行者 高橋明義

印刷 亜細亜印刷株／製本 晩製本

東京都文京区本郷1-8-1 振替00160-8-141750

〒113-0033 TEL (03) 3813-4511

FAX (03) 3813-4514

発行所

株式 有信堂高文社
会社

<http://www.yushindo.co.jp>

Printed in Japan

ISBN 4-8420-1056-8

第三版 はしがき

本書の第二版が出てから七年の歳月が過ぎた。この間、本書でとりあげた世界の主要一八ヶ国の憲法のうち、全面的またはそれに近い大改正が行われた憲法はない。ほぼ半数の国ぐにで一、二回から数回の改正が行われている。憲法典の明文の改正に結びつかなくても、各国で、改正をめぐって大なり小なり憲法論議が行われ、あるいは今なお行われている。これらの事情については、各国の憲法担当者の解説を読んできたい。

世界が東西陣営に分かれた長い冷戦時代は過去のものとなり、二一世紀は、民主主義と自由市場が主要諸国の基本的な組織原理となり、人権が人類普遍の行動規範になろうとしている。加えて、前世紀初頭にはアメリカ合衆国にしかみられなかった違憲立法審査制が、憲法裁判所型と司法審査型との違いはあれ、一八ヶ国の大半の国で導入されており、法治主義の普及と浸透ぶりを示している。本書が外国の憲法を学び、比較憲法を志す読者にお役に立つことができれば幸いである。なお、比較のため、巻末に日本国憲法をのせた。

第三版についても、訳出の労をとり、解説を書いていた諸先生に心より感謝の意を表したい。また、有信堂の桜井元氏にはたいへんお世話になった。厚く御礼申しあげる。

二〇〇五年六月

編 者

凡例

・ 内容現在

二〇〇五年六月一日

・ 条文見出し

各条の下に見出しを付した。

テキスト正文自体の見出しは、（ ）で示し、

訳者が付したものは、〔 〕で示した。

はしがき

1	アメリカ合衆国	高井裕之
	解説(2)	アメリカ合衆国憲法(6)
2	イタリア共和国	阿部昭哉
	解説(18)	イタリア共和国憲法(21)
3	インド	孝忠延夫
	解説(40)	インド憲法(44)
4	オーストラリア連邦	松井幸夫
	解説(78)	オーストラリア連邦憲法(82)
5	オーストリア連邦	高田 敏
	解説(100)	オーストリア連邦憲法(107)
6	カナダ	畑 博行
	解説(132)	一九八二年カナダ憲法(135)
7	スウェーデン	平松 毅
	解説(144)	スウェーデン憲法(148)
	出版の自由に関する基本法(165)	王位継承法(164)
		表現の自由に関する基本法(181)
8	スペイン	百地 章
	解説(192)	スペイン憲法(195)
9	大韓民国	尹 龍澤

	解説 (218)	大韓民国憲法 (224)	杉田憲治
10	中華人民共和国	中華人民共和国憲法 (244)	全理其
	解説 (238)		
11	デンマーク	デンマーク王国憲法 (263)	畑博行
	解説 (260)		
12	ドイツ連邦共和国	ドイツ連邦共和国基本法 (279)	永田秀樹
	解説 (274)		
13	フィリピン共和国	フィリピン共和国憲法 (314)	中川剛
	解説 (310)		
14	ブラジル連邦共和国	ブラジル連邦共和国憲法 (348)	山口和秀
	解説 (344)		
15	フランス共和国	フランス共和国憲法 (391)	和田進
	解説 (386)		
16	ベルギー王国	ベルギー国憲法 (416)	武居一正
	解説 (408)		
17	ポーランド共和国	ポーランド共和国憲法 (445)	小森田秋夫
	解説 (440)		
18	ロシア連邦	ロシア連邦憲法 (481)	宮地芳範
	解説 (472)		
	資料 日本国憲法 (499)		

1 アメリカ合衆国

高井 裕之

解説 2

アメリカ合衆国憲法 6

前文	
第一条 連邦議会	
第二条 大統領	
第三条 司法権	
第四条 連邦と州との関係	
第五条 憲法修正	
第六条 最高法規	
第七条 承認	
修正条項 (第一条～第十七条)	

解説

一 制定史

一七世紀初頭以来の北米大陸における英国の植民地では、議会が開かれることで住民参加による政治の経験が積まれ、また、欧州から宗教的迫害を逃れてきた人々によって宗教的自由を保障する統治形態が模索されていた。ところが、英本国が植民地に対する課税を強化し貿易を制限するにいたって、植民地側の不満は高まり、ついには一七七六年七月四日「独立宣言」を発し、武力闘争の末、八三年、英本国との講和により独立を達成した。しかし、これら植民地諸邦が七七年に取り結んでいた「連合規約」(The Articles of Confederation)においては、連合体が邦に対してあまりに弱体であったので、より強力な結合が課題となった。革命保守派は、政情の安定と自由な通商を求めて強力な中央政府の樹立を望んだのである。他方、急進派は民主主義の徹底を掲げ、地方政府の権限を守ろうとした。かような対立の中、フィラデルフィアにおける憲法制定会議は、一七八七年九月一七日、合衆国憲法を採択した。その承認のための各邦憲法会議においても、憲法制定に賛成するフェデラリストとこれに反対する反フェデラリストの間で論戦がたたかわされたが、翌年六月、所定の九邦の承認を得て合衆国憲法は発効し、八九年四月三〇日、ワシントンが初代大統領に就任し、合衆国政府が成立した。

合衆国憲法は、その制定過程から窺えるように、いくつかの点で妥協的な部分を有しているが、基本的な構造においては確固とした原理に立脚しているものといえることができる。それは、国防、外交、対外通商等の面では連邦政府の権限を認め統一国家として行動できるようにしつつ、それら連邦政府の権限は憲法に列挙するという形で、それ以外の権限は原則的に州が有するとしたのである。また、連邦政府も権力分立制を採用し、立法、執行、司法を担う機関を分離するとともに、それら相互の抑制と均衡を図っている。

ところで、制定過程で反フェデラリストは、憲法が(僅かの例外を除き)個人の権利の保障を欠いていることを攻撃したが、フェデラリストも権利保障条項の追加を約し、一七九一年、修正一条から一〇条として実現した。これを「権利章典」という。その内容としては比較的に手続(とくに刑事手続)保障に詳細であり、イギリスで歴史的に保障されてきたものを受け継いでいる。ただ、これらの保障はもっぱら連邦政府に対するものであり、州政府に対する権利保障は州憲法に委ねられるとされていたのであった。

二 成立後の変遷と展開

制定まもない一八〇三年、Marbury v. Madison 判決において最高裁判所は、憲法に明文の規定はないものの、憲法の最高法規性や司法権の性質を根拠に、連邦議会の制定した法律の憲法適合性を判断する権限を裁判所自らが有すると判示し、違憲審査制を確立した。合衆国憲法を今日の姿に大きく近づける画期となったのは南北戦争(一八六一年〜六五年)である。北軍の勝利の結果、

修正一三条は奴隸制を廃止し、修正一四条で黒人を市民として認めその平等の地位を保障し、さらに修正一五条でその投票権を保障しようとしたのである。これらの条項はまた、州を名宛人とし、連邦議会の権限を明記することにより、州に対する連邦の権限の拡大への道を開いたものといえる。もつとも、現実の黒人の地位は長らく向上しなかった。連邦最高裁は、修正一四条は、私人による差別を禁止する権限を連邦議会に与えていないと判示し、また、公共施設における人種分離も「分離すれど平等」の法理の下、合憲としたのであった。

一九世紀末からの資本主義の発達に伴い、経済活動規制や労働者保護のための立法がなされるようになるが、自由放任主義を信奉する最高裁は、修正一四条のデュー・プロセス（適正手続）条項から「契約の自由」を導く解釈をし、労働時間制限立法や最低賃金法などを違憲とした。また、大恐慌後のニュー・ディールにおける主要な立法に対しても、最高裁は、連邦議会の権限や委任立法の限界を狭く解することにより違憲と判示した。ここにおいて、大統領・議会と最高裁との間の緊張が高まったが、「憲法革命」と呼ばれる一九三七年の判例変更により、最高裁は、経済・社会立法への介入を控えるようになった。

第二次大戦前後からアメリカが政治的・軍事的な大国となるに伴い、政治の実権が連邦議会から大統領に集中するようになる。外交上は、上院の承認を要する条約（第二条二節二項）に代わって、それを要しない行政協定という形式が多用され、軍事的には、ベトナム戦争に見られるように議会の宣戦布告（第一条八節一）がないにもかかわらず、軍の最高司令官としての大統領（第一

二条二節一）の命令による軍事行動が増加するようになった。議会はこれに対して、戦争権限法を制定して大統領による軍事行動を議会の統制下に置こうとした。さらに、ウォーターゲート事件は大統領による権力濫用をまざまざと見せつけた。

戦後はまた、判例による個人の権利の保障が一層発展した。一九五〇年代の冷戦下、最高裁は破壊活動の唱道にかかわる事件で「明白かつ現在の危険」の法理を一時放棄し、表現の自由の保障を後退させたが、その後再び表現の自由を強く保護する法理を構築するにいたっている。何より、ウォレン長官率いる連邦最高裁では平等主義的傾向が顕著であった。最高裁は、一九五四年、先に触れた「分離すれど平等」の理論を放棄し、公立学校の人種別学は違憲であると判断した。これ以後、最高裁は、その他の面での人種差別的撤廃にも熱心に取り組み、また、議員定数不均衡の是正や刑事手続における権利保障にも積極的姿勢を見せるようになった。人種別学や議員定数不均衡に対する裁判所による救済手段の積極化は、現代国家における裁判所の役割に関する議論を呼び起こした。

一九七〇年代になり、バーガー長官の時代には、刑事手続上の権利の縮小など最高裁の姿勢がやや保守化したともいわれる反面、妊娠中絶の自由化など司法積極主義の姿勢を見せることもあり、論者によって「根なし草の積極主義」(Weed Bag)と評されるような様相を見せている。が、男女平等憲法修正(ERA)の挫折に見られるように社会全体が保守化していることも否めず、今後のアメリカ憲法の運用が注目される。

ところで、話は前後するが、一七八九年、第一回連邦議会は—

二箇条の憲法修正案を發議し、そのうち一〇箇条が權利章典となつたのであるが、残りの二つは各州議會に提議されたものの、所定の州の同意を得られないままであつた。ところが、そのうちの一つ、議員報酬の「お手盛り」化を防ぐ条文は、国民の間の連邦政府への不信の高まりを背景とした運動によつて、近時急速に、承認する州議會が増え、ついに一九九二年五月、所定の四分の三の州（三八州）の同意を得て発効し、「修正二七条」となつた。このように長期の「棚ざらし」の後の承認が有効かの議論もあるが、連邦議會もその有効性を確認する決議をした。

三 特 徴

以上のような發展を遂げた合衆國憲法の特徴は、形式的には硬性成典憲法たる点に、内容的には連邦制、權力分立、個人的權利の保障の三点に要約できよう。

合衆國憲法は、憲法をもつて通常の立法に優位する「國の最高法規」（第六條二項参照）とする觀念に基づき、厳格な改正手續を定めている（第五條）。このため、二〇〇年あまりの歴史で僅かに二七の修正條項が追加されただけであるが、憲法が今日なおアメリカ政治の根幹をなしているのは、柔軟で創造力ある運用がなされてきたことにもよる。州際通商條項やデュー・プロセス條項についての判例の展開、あるいは大統領の實質的な直接選挙化をその例として挙げる。

連邦制に関しては、当初、連邦政府の権限は憲法に列挙された事項（第一條八節参照）に限定され、その他は州または人民に留保される（修正一〇條）と考えられていた。が、必要・適切條項

（第一條八節18項）や州際通商條項（同3項）を通じて、さらに連邦政府から州への補助金の支給によつて、連邦政府の活動領域は広がっている。

合衆國憲法に先立つ州憲法の下での経験から、議會への權力集中が警戒され、典型的な三權分立制が採用された。すなわち、議院内閣制と異なり、大統領の選出は議會によらない（第二條一節2項・3項、修正一二條参照）。反面、大統領は議會を解散しえない。また、大統領および閣僚は議員と兼職できない（第一條六節2項）。裁判官は大統領が上院の同意を得て任命するが（第二條二節2項）終身の任期を保障される（第三條一節）。他方、權力相互の抑制と均衡も図られ、例えば大統領は議會を通過した法案の拒否權（絶対的ではないが）を有する（第一條七節2項）が、大統領が條約を締結するには上院の三分の二の賛成が、また、閣僚や最高裁判事などを任命するにはその過半数の賛成が、それぞれ必要とされている（第二條二節2項）。連邦議會はまた、大統領、裁判官その他の公務員を弾劾することができ（第一條二節5項、三節6項）、裁判所の管轄權を決定することもできる（第三條二節2項）。これに対して、最高裁の違憲審査權が確立したことはすでに述べた。

最後に個人の權利について見ると、南北戦争後の憲法修正においては、修正一五、一九、二四、二六條による投票權の拡大や、修正一七條（上院議員の直接選挙）、二三條（首都ワシントンの大統領選挙權）に見られるように、民主主義の拡大を目指してきたといえよう。さらに判例上、手続保障は刑事のみならず行政手続にまで及ばされている。先に触れたように、平等保護や表現の

自由はとくに重要であるが、その発展に伴いつねに新しい問題に遭遇する。近年では、前者について、積極的差別是正措置（いわゆる逆差別）がその一例である。

参考文献

根来源之『米國憲法』（一九一四年、根来翻譯通譯事務所）

土橋友四郎『日本憲法比較対照 世界各国憲法』（一九二五年、有斐閣）

高木八尺『米國憲法略義』（一九四七年、有斐閣）

アメリカ学会編訳『原典アメリカ史』第二、四、五、七卷（岩波書店）

大石義雄編『世界各国の憲法典』（宮田豊担当）（一九五六年、有信堂）

E・S・コーウィン（京都大学憲法研究会編）『アメリカ合衆国憲法』（一九六〇年、有信堂）

C・H・ブリチエツト（村田・西・竹花訳）『アメリカ憲法入門』（一九七二年、成文堂）

田中英夫『英米法総論 上下』（一九八〇年、東京大学出版会）

宮沢俊義編『世界憲法集 第四版』（斎藤眞担当）（一九八三年、岩波文庫）

塚本重頼・長内了『註解アメリカ憲法 全訂新版』（一九八三年、酒井書店）

アメリカ大使館広報・文化交流局『アメリカ合衆国憲法』（一九八七年）

『対訳』アメリカ合衆国憲法』（一九八七年、中経出版）

樋口陽一・吉田善明編『解説 世界憲法集（第四版）』（野坂泰司担当）（二〇〇一年、三省堂）

松井茂記『アメリカ憲法入門（第五版）』（二〇〇四年、有斐閣）

アメリカ合衆国憲法

〔前文〕

われら合衆国の人民は、より完全な連邦を形成し、正義を樹立し、国内の平穩を保障し、共同の防衛に備え、一般の福祉を増進し、およびわれらとわれらの子孫に自由のもたらす恵沢を確保する目的をもつて、この憲法をアメリカ合衆国のために確定し制定する。

第一条 連邦議會

第一節 立法權の帰属、二院制

この憲法によって与えられる立法權は、すべて、上院および下院からなる合衆国連邦議會に属する。

第二節 〔下院の組織〕

1 〔下院議員の任期、選挙人資格〕 下院は、各州の人民によって二年ごとに選出される議員によつて組織される。各州の選挙人は、その州議會の議員数の多い議院の選挙人となるのに必要な資格を有していなければならない。

2 〔下院議員の資格〕 何人も、年齢二〇歳に達しない者、七年間の合衆国市民権を有しない者、および選挙されたときにその選出された州の住民でない者は、下院議員となることができない。

3 〔直接税の配分、議員定数配分〕 〔下院議員および直接税は、連邦に加入する各州の間に、その人口に比例して配分される。その人口は、一

定年限勞役に服さなければならない者を含み、課税されないインディアンを除く自由人の総数に、その他の者のすべての五分の三を加えた数とする。〕*

* 実際の人口の算定は、合衆国連邦議會の最初の開会から三年以内に、またその後は一〇年ごとに、連邦議會が法律で定める方法に従つて行ふものとする。下院議員の定数は、人口三万人に対し一名の割合を超えてはならない。ただし、各州は少なくとも一名の下院議員を選出することができ、この人口の算定が行われるまでは、ニュー・ハンプシャー州は三名、マサチューセッツ州は八名、ロード・アイランド州およびプロヴィデンス植民地は一名、コネディカット州は五名、ニュー・ヨーク州は六名、ニュー・ジャージー州は四名、ペンシルヴェニア州は八名、デラウェア州は一名、メリーランド州は六名、ヴァージニア州は一〇名、ノース・カロライナ州は五名、サウス・カロライナ州は五名、およびジョージア州は三名、それぞれ選出することができ、

〔*修正一四条二節、修正一六条で変更〕

4 〔補欠選挙〕 各州から選出された下院議員に欠員が生じたときは、その州の執行府は、欠員を補充するための選挙命令を発しなければならぬ。

5 〔下院の役員、弾劾申立〕 下院は、その議長およびその他の役員を選任する。また、下院は弾劾を申し立てる権限を専有する。

第三節 〔上院の組織〕

1 〔上院議員の任期、選出方法〕 合衆国の上院は、各州から二名ずつ、〔その州議會によつて〕* 六年の任期で選出される上院議員によつて組

織される。各上院議員は一票の投票権を有する。

〔*修正一七条で変更〕

2 〔上院議員の区分、欠員補充〕 第一回の選挙の結果に基づいて上院議員が集会したときは、直ちにこれを行ふことができるだけ同数の三部に分ける。上院の三分の一が二年ごとに改選されるようにするため、第一部の議員は二年目の終わりに、

第二部の議員は四年目の終わりに、第三部の議員は六年目の終わりに、それぞれ議席を失う。〔州議會の休会中に辭職その他の理由で欠員が生じた場合には、州議會が次の開会時に欠員を補充するまでの間、その州の執行府は臨時の任命を行うことができる。〕*

〔*修正一七条二項で変更〕

3 〔上院議員の資格〕 何人も、年齢三〇歳に達しない者、九年間の合衆国市民権を有しない者、および選挙されたときにその選出された州の住民でない者は、上院議員となることができない。

4 〔上院議長〕 合衆国の副大統領は上院の議長となる。ただし、可否同数の場合を除き、表決権を有しない。

5 〔上院の役員〕 上院は、議長を除く上院の役員を選任する。また、副大統領が欠席し、または合衆国大統領の職務を行う場合には、臨時議長を選任する。

6 〔弾劾裁判〕 上院はすべての弾劾を裁判する権限を専有する。この目的のために開会されるときは、議員は宣誓または確約をしなければならない。合衆国大統領が裁判されるときは、最高裁判所長官が議長となる。何人も、出席議員の三分の二の賛成がなければ有罪の判決を受けることはない。

7 (彈劾判決の効力) 彈劾事件の判決は、職務からの罷免、および名誉、信任、または報酬を伴う合衆国の官職に就任し在職する資格の剥奪を超えて及んではならない。ただし、有罪の判決を受けた者でも、なお、法律の規定によつて起訴、審理、判決および処罰を受けることを免れない。

第四節 (選挙規定、集会日時)

1 (両院議員の選挙の規定) 上院議員および下院議員の選挙を行う日時、場所および方法は、各州においてその州議会が定める。ただし、連邦議会は、上院議員を選出する場所を除いては、いつでも法律でその規則を制定または変更することができる。

2 (連邦議会の集会) 連邦議会は少なくとも毎年一回集会する。(この集会は、連邦議会が法律で別の日を指定しない限り、二月の第一日曜日に開会される。)*

(*修正) (二条二節で変更)

第五節 (議院の権限)

1 (資格審査、定足数) 各議院は、その議員の選挙、選挙報告および資格に関する争訟について裁判する。各議院の過半数をもつて議事を行うに必要な定足数とする。定足数に満たない場合にはその当日を休会とし、各議院の定める方法および制裁をもつて欠席議員の出席を強制することができる。

2 (議事規則、懲罰) 各議院は、その議事規則を定め、秩序を乱した議員を懲罰し、三分の二の賛成をもつて議員を除名することができる。

3 (議事録) 各議院は、その議事録を作成し、各議院が秘密を要すると判断する部分を除いて、

随時これを公表しなければならない。各議院の議員の賛否は、いかなる議題についても、出席議員の五分の一の要求があるときは、これを議事録に記載しなければならない。

第六節 (議員の特権、制限)

1 (報酬、不逮捕特権、免責特権) 上院議員および下院議員は、その職務に対して、法律によつて確定され、合衆国国庫から支払われる報酬を受ける。両議院の議員は、叛逆罪、重罪および治安妨害罪以外のどのような場合にも開会中の各議院に出席中、および議場への往復途上において逮捕されない特権を有する。両議院の議員は、また、議院における発言または討論について院外で責任を問われない。

(*修正) (七条で条件付)

2 (議員の兼職禁止) 上院議員および下院議員は、その任期中に新設または増補された合衆国の文官職に、その選出された任期中に任命されることはできない。また、何人も、合衆国の官職に就いている者は、その在職中はいずれの議院の議員にもなることができない。

第七節 (立法手続)

1 (歳入法案) 歳入を徴収するための法律案は、すべて下院において先議されなければならない。ただし、上院は、他の法律案におけるのと同じく、修正案を議し、または修正を付して同意することができる。

2 (法律制定手続) 法律案は、すべて、下院お

よび上院によつて可決されたのち、法律となるに先立ち、合衆国大統領に提出されなければならない。大統領は、承認するときはこれに署名し、承認しないときは反対理由を付して、これが発議された議院に還付する。その議院は、反対理由の全部を議事録に記載し、法律案を再審議に付する。再審議ののち、その議院の三分の二の議員が法律案の通過に賛成すれば、その法律案は大統領の反対理由とともに他の議院に送付され、そこで同様に再審議され、三分の二の議員の賛成で承認されれば、それは法律となる。ただし、そのようなすべての場合において、両議院の表決は賛否の表明によつてなされ、法律案の賛成投票者および反対投票者の氏名はそれぞれの議院の議事録に記載されなければならない。法律案が大統領に提出されたのち一〇日以内(日曜日を除く)に還付されなければ、その法律案は大統領が署名した場合と同様に法律となる。ただし、連邦議会が休会によりその還付を妨げた場合には、法律とならない。

第八節 (連邦議会の権限)

3 (両院合同決議) 上院および下院の同意を要する命令、決議または表決(休会の議決を除く)は、すべて、合衆国大統領に提出されなければならない。それらは、効力を生ずるに先立ち、大統領によつて承認されなければならない。もし大統領が承認しないときは、法律案の場合について定められた規則および制限に従つて上院および下院の三分の二の議員の賛成によつて再び可決されなければならない。

第九節 (徴税)

連邦議会は次の権限を有する。合衆国の国債を支払い、共同の防衛および一般の福

社に備えるため、租税、関税、一般税および消費税を賦課徴収すること。ただし、すべての関税、一般税および消費税は合衆国全土を通じて均一でなければならない。

2 (借入金) 合衆国の信用において金銭を借入すること。

3 (通商規制) 諸外国との通商、各州の間の通商、およびインディアン^①の諸部族との通商を規制すること。

4 (帰化、破産) 合衆国全土を通じて統一的な帰化の規則、および統一的な破産に関する法律を制定すること。

5 (貨幣、度量衡) 貨幣を鑄造し、その価値および外国の貨幣の価値を規律し、度量衡の標準を定めること。

6 (通貨偽造の処罰) 合衆国の証券および通貨の偽造に対する罰則を定めること。

7 (郵便) 郵便局を設け、郵便道路を建設すること。

8 (知的財産権の保護) 一定の期間、著作権および発明者に各々の著作および発明についての独占的権利を保障することにより、科学および有用な技芸の発展を促進すること。

9 (下級裁判所の設置) 最高裁判所の下に下級裁判所を組織すること。

10 (国際犯罪の処罰) 公海において犯される海賊行為および重罪、ならびに国際法に違反する犯罪を規定し、処罰すること。

11 (宣戦布告) 戦争を宣言し、敵国船隻捕免許状を付与し、陸上および海上における拿捕に関する規則を設けること。

12 (陸軍の設立) 陸軍を徴募し、維持すること。

ただし、そのために用いられる歳出予算は、二年を超える長期にわたってはならない。

13 (海軍の設立) 海軍を創設し、維持すること。

14 (軍隊の規則) 陸軍および海軍の統轄および規律に関する規則を定めること。

15 (民兵の召集) 連邦の法律を執行し、叛乱を鎮圧し、および侵略を撃退するための民兵の召集について規定すること。

16 (民兵の規律) 民兵の編成、武装および規律について、ならびに民兵中、合衆国の軍務に服する部分の統轄について規定すること。ただし、各州は、将校を任命し、および連邦議会の規定する規律に従って民兵を訓練する権限を留保する。

17 (連邦政府の所在地) 特定の州が譲渡し連邦議会が受領することにより合衆国政府の所在地となるべき地区(一〇マイル平方を超えてはならない)に対していかなる事項についても排他的立法権を行使すること。また、要塞、武器庫、造兵廠、造船所その他の必要な建造物の建設のために、それらの所在する州の議会の同意を得て購入した地域すべてに対して同様の権限を行使すること。

18 (必要・適切条項) 上記の権限、およびこの憲法によつて合衆国政府またはその機関もしくは公務員に与えられた他のすべての権限を行使するために必要かつ適切な一切の法律を制定すること。

第九節 (連邦議会の権限の制限)

1 (移住) 現在存在する州のいづれかが受け入れを適当と認める人々の移住または輸入は、一八〇八年以前においては、連邦議会はこれを禁

止してはならない。ただし、そのような輸入に對し、一人当たり一〇ドルを超えない租税または入国税を課することができ。

2 (人身保護令状) 人身保護令状の特権は、叛乱または侵略に際し公共の安全に基づく必要がある場合を除き、これを停止してはならない。

3 (権利剥奪法、事後処罰法の禁止) 権利剥奪法または事後処罰法は、これを制定してはならない。

4 (人頭税・直接税) 人頭税その他の直接税は、先に規定した国勢調査または人口算定に基づく比率によるものでなければ、これを課してはならない。*

(※修正二六条で修正)

5 (輸出税の禁止) 各州から輸出される物品には、租税または関税を課してはならない。

6 (港湾規制) 通商または徴税に関する規制において、一州の港湾を他州の港湾よりも優遇してはならない。また、一州に向かい、または一州から出航する船舶に対して、他州において入港し、出入港手続をし、または関税を支払うことを強制してはならない。

7 (予算・決算) すべて国庫からの金銭の支出は、法律の定める歳出予算に基づかなければならない。また、一切の公金の収支に関する正式の報告および決算は、随時公表しなければならぬ。

8 (貴族制度の禁止) 合衆国は、貴族の称号を授与してはならない。何人も、報酬または信任を伴う合衆国の官職にある者は、連邦議会の同意なくして、いかなる国王、王侯、または外国からも、その性質の如何にかかわらず、贈与、俸給、官職または称号を受けてはならない。

第一〇節 州の権限の制限

1 州に対する禁止事項 いかなる州も、条約、同盟もしくは連合を締結すること、敵国船拿捕免許状を付与すること、貨幣を鑄造すること、信用証券を発行すること、金貨銀貨以外の物を債務弁済の法定手段とすること、權利剥奪法、事後処罰法もしくは契約上の債務を損なう法律を制定すること、または貴族の称号を授与することをしてはならない。

2 輸入税・輸出税 いかなる州も、その検査法を執行するため絶対に必要の場合を除き、連邦議会の同意なくして、輸入または輸出に対して輸入税または輸出税を課してはならない。各州が輸出入に課した輸出入税の純収益は合衆国国庫の用に充てられる。また、これに関するすべての法律は、連邦議会の修正および監督に服する。

3 州の軍事権限等の規制 いかなる州も、連邦議会の同意なくして、噸税を課すること、平時において軍隊もしくは軍艦を保持すること、他州もしくは外国と協約もしくは協定を締結すること、または、現実には侵略され、もしくは猶予を許さない急迫する危険がある場合を除き、戦争を行うことをしてはならない。

第二条 大統領

第一節 大統領・副大統領

1 執行権の帰属 執行権はアメリカ合衆国大統領に属する。大統領の任期は四年とし、同一の任期で選出される副大統領とともに、次の方法で選挙される。

2 大統領選挙 各州は、その州から連邦議会

に選出することのできる上院議員および下院議員の総数と同数の選挙人を、その州議会の定める方法で選任する。*ただし、上院議員、下院議員、または信任もしくは報酬を伴う合衆国の官職にある者は、選挙人になることができない。

(*修正三、条で補足)

3 同上 選挙人は、各々の州において会合し、無記名投票によつて二名に投票する。ただし、そのうちの少なくとも一名は、選挙人と同じ州の住民であつてはならない。選挙人は、すべての得票者およびその各々の得票数の表を作成し、これに署名し証明したうへ封印し、上院議長に宛ててこれを合衆国政府所在地に送付しなければならぬ。上院議長は、上院議員および下院議員の立ち会いの下ですべての証明書を開封し、次いで投票が計算されるものとする。投票の最多数を得た者が大統領となる。ただし、選任された選挙人の過半数の投票を得なければならぬ。もし、そのような過半数を得た者が二名以上ありその得票が同数のときは、下院は直ちに無記名投票でそのうちの一名を大統領に選出する。もし、過半数の得票した者がないときは、上位得票者五名のうちから下院が同様の方法で大統領を選出する。ただし、下院が大統領を選出する場合に、投票は州を単位に行われ、各州の議員団が、票を有するものとする。この目的のための定足数は、全州の三分の二から一名以上の議員の出席を要し、また、大統領の選出には全州の過半数を必要とする。いずれの場合も、大統領選出の後に、選挙人の投票を最も多く得た者が副大統領となる。ただし、

もし、得票が同数の者が二名以上あるときは、上院がそれらの者のうちから無記名投票で副大統領を選出する。*

(*修正二、条で変更)

4 同上 連邦議会は、選挙人を選任する時、および選挙人が投票する日を決定することができる。ただしその投票日は合衆国を通じて同一でなければならぬ。

5 大統領の資格 出生による市民であるか、またはこの憲法の採択の時点で合衆国の市民である者を除き、何人も合衆国大統領の職に就く資格を有しない。また、年齢三十五歳に達しない者、および一四年間合衆国に居住したことのない者も、大統領職に就く資格を有しない。

6 副大統領による継承 大統領の罷免、死亡、辞任、またはその職務上の権限および義務の遂行不能の場合、その職務権限は副大統領に移転する。*連邦議会は、法律で、大統領および副大統領が共に、罷免され、死亡し、辞任し、または職務遂行不能となった場合について規定し、その場合大統領の職務を行うべき公務員を定めることができる。この公務員は、これにより、職務遂行不能が除去され、または大統領が選出されるまで、大統領の職務を行う。

(*修正二、条で補足)

7 大統領の報酬 大統領は、定時に、その職務に対して報酬を受ける。その額は、任期中、増額も減額もされない。また、大統領は、その任期中、合衆国またはいかなる州からも、その他の報酬を受けてはならない。

8 宣誓 大統領は、その職務の遂行を開始する前に、次のような宣誓または確約をしなけれ

ばならない。

「私は、合衆国大統領の職務を誠実に遂行し、全力を挙げて、合衆国憲法を維持し、保護し、擁護することを厳粛に誓う（または確約する）。」

第二節（大統領の権限）

1（軍司令権、意見聴取権、恩赦権） 大統領は、合衆国の陸海軍、および現に合衆国の軍務に服するために召集された各州の民兵の最高司令官である。大統領は、執行各部の長に対して、その各々の職務に関連するいかなる事項についても書面による意見を求めることができる。大統領は、弾劾の場合を除き、合衆国に対する犯罪について、刑の執行停止および恩赦を行う権限を有する。

2（条約締結権、公務員任命権）

大統領は、上院の助言と同意によって、条約を締結する権限を有する。ただし、この場合には、上院の出席議員の三分の二の賛成を要する。大統領は、大使、その他の外交使節および領事、最高裁判所の裁判官、ならびに、この憲法において任命について別段の定めがなく、かつ法律によって設置される合衆国の他のすべての公務員を指名し、かつ、上院の助言と同意により任命する。ただし、連邦議会は、法律により、下級公務員の任命権を、その適当と判断するところに従って、大統領単独に、司法裁判所に、または各省長官に与えることができる。

3（臨時の任命権） 大統領は、上院の閉会中に発生したすべての欠員を補充する権限を有する。ただし、その任命は、次の会期の終わりにその効力を失う。

第三節（大統領のその他の権限）

大統領は、随時、連邦議会に連邦の状況に関する情報を与え、必要かつ考慮の方策を審議するよう勧告することとする。大統領は、非常の場合には、両院または一院を招集することができ、大統領は、両院の間で閉会の時期について意見が一致しないときは、自ら適当と考える時期まで両院を休会させることができる。大統領は、大使その他の外交使節を受け入れ、また、合衆国のすべての公務員に任命書を送付する。

第四節（弾劾）

大統領、副大統領、およびすべての合衆国の文官は、叛逆罪、収賄罪またはその他の重罪および軽罪について弾劾され、かつ、有罪判決を受けたときは、罷免される。

第三条 司法権

第一節（司法権の帰属）

合衆国の司法権は、一つの最高裁判所、および連邦議会が随時設置することができる下級裁判所に属する。最高裁判所および下級裁判所の裁判官は、罪過なき限りその職を保持し、定時にその職務に対し報酬を受ける。この報酬は、在任中、減額されない。

第二節（管轄権）

1（事件・争訟） 司法権は次の事件または争訟に及ぶ。（一）この憲法、合衆国の法律、および合衆国の権限に基づいてすでに締結され、または将来締結される条約の下で発生する、普通法および衡平法上のすべての事件。（二）大使、

その他の外交使節、および領事に関係するすべての事件。（三）海事および海上管轄に関するすべての事件。（四）合衆国が当事者である争訟。（五）一以上の州の間の争訟。（六）ある州と他州の市民との間の争訟。*（七）異なる州の市民の間の争訟。（八）異なる諸州の付与に基づく土地についての主張をする、同一の州の市民の間の争訟。ならびに、（九）ある州またはその市民と、外国（その市民または臣民）*との間の争訟。

（*修正二条で限定）

2（最高裁判所の管轄） 大使その他の外交使節および領事に関係するすべての事件、ならびに州が当事者であるすべての事件においては、最高裁判所が第一審管轄権を有する。先に規定したその他のすべての事件においては、最高裁判所は、連邦議会の定める例外を除いて、またその定める規律に従って、法律および事実の双方について上訴管轄権を有する。

3（犯罪の審理） すべての犯罪の審理は、弾劾の場合を除いては、陪審によらなければならない。その審理は、当該犯罪が行われた州で行われなければならない。ただし、犯罪地がいずれの州にも属さない場合には、審理は、連邦議会が法律で定める場所で行われなければならない。

第三節（叛逆罪）

1（叛逆の証明） 合衆国に対する叛逆罪を構成するのは、合衆国に戦いを起こし、または敵に援助および便宜を与えてこれに加担する行為のみとする。何人も、同一の公然たる行為についての二人の証人の証言によるか、または公開の法廷における自由によるのでない限り、叛逆罪